

翻弄されてきた。

辺野古区民の西川征夫七三郎は言う。「内地には「辺野古の住民は基地に反対していない。反対しているのは外からきた活動家だけだ」と言う人がいるようだが、現実とは違います。基地が来てほしくないと思ってる人は辺野古にもたくさんいる。そういう人たちが結果して基地容認派の前区長から現在の嘉陽宗克区長に変えたんです。小さな集落に補償金などお金の話が出てきたことで、それだけ住民どうしがいがあつたか。そういう苦い歴史があるから、私も含め辺野古の住民は反対派の座り込みに行こうとしないんです」

菅官房長官が辺野古など久辺三区に補助金を直接投下しはじめたことは「やられた」と思ったという。「嘉陽区長はおじいやおばあの話に耳を傾ける人でした。だから信用していたのに、今となっては政府から上手く利用される存在になってしまった」

はつねづね周囲に「久辺三区はこっちは」と囁いてる。久志区で生まれ育つた宮里健一郎(77歳)は、そんな首の態度に不満を抱いている。「もう政府に反対するのはやめようという人はたしかに増えてます。ただ、それでも多くの人は根っこところで基地に来てほしくないと思ってる。住民の感情はそれほど単純じゃないです」

「組織をあげて渡具知さんを応援するようにになりましたが、学会員どうしでは市長選の話は避けるようになっています。なんとなく、触れない。創価学会の根本は平和。それは池田(大作)先生がくりかえし説いてきたことです。その根本思想がわかっている人であれば、おのずと

とるべき道は見えてくるはず。それに、辺野古反対を掲げた公明党原本が渡具知さんへ推薦を出し、そのことに何の疑問も抱かぬまま学会員が渡具知さんを支持してしまつては、もう組織がおかしくなりますよ」

安保法制賛成や「共謀罪」賛成など、連立政権下における公明党のふるまいに疑問を抱かない創価学会員も多いが、「組織がおかしくなる」と危機感を抱く学会員もいる。また、米軍再編交付金を「受け取る」としながら辺野古問題については曖昧にばかり続けた渡具知の態度も、自民党名護支部の密室政治とともに歴史に刻まれるはずだ。

あまり触れられないが、現職の稲嶺はいわゆる「革新」の人ではない。それは自民党出身の翁長雄志知事も同様だ。革新ではない二人が政府自民党と対峙し続けるのは、なぜなのか。二月四日の結果を踏まえて、「下」ではその問いに迫る。(敬称略)

自衛権の根拠は何に求めうるか

改憲に立憲主義の「回復」を期待できるか

国家当然の法理

日本国憲法の第九条一項は戦争の放棄を定め、同一項において「戦力の不保持」を規定している。

にもかかわらず、一九五〇年六月の朝鮮戦争を契機として警察予備隊が創設され、保安隊を経て自衛隊となり、今日に至るまで「成長」肥大化を続けて、その実体は装備等も含め、世界でも有数の実力組織となっている。

自衛隊の存在と憲法第九条の「戦力の不保持」との整合性について、国は、「国家当然の法理」、すなわち個人に正当防衛の権利があるように国家にも侵略に対抗する自衛権が当然

内田雅敏

内田雅敏(1955年12月16日生まれ)は、東京生まれ。法学博士。東京大学法学部教授。著書『自衛権の根拠は何に求めうるか』(中公新書)など。

できるかということが、当然、論じられなければならない。国家当然の法理は、正当防衛の法理を前提としているものであるから、その発動の要件として攻撃がなされた場合に限るとされるのは当然であろう。また、その行使し得る自衛権も「正当防衛」の範囲内でなくてはならないことも同様である。かくして、日本の行使し得る自衛権は、①わが国に対する急迫不正の侵害、②実力行使以外他に適当な手段がない、③その場合でも攻撃をはねのけるための必要最小限度実力行使に限る、という三つの要件を満たした上での個別的自衛権であつて、自衛隊に対する攻撃を前提としない集団的自衛権の行使は憲法上許されないとされてきた。歴代政権が堅持してきた専守防衛の安全保障政策は、この憲法解釈に根拠をおいてきた。

砂川事件最高裁大法廷判決

前述したように、個別的自衛権、専守防衛については実定法にそのような規定があるわけではない。この点について砂川事件最高裁大法廷判決は、「われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼することによって補い、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである」と述べ、専守防衛の

個別的自衛権の根拠を、憲法前文(「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」)に求める。同判決は、さらに以下のように述べる。

……憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考へて見るに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国にいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすことがことごとくないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力を用いるものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力は該当しないと解すべきである。

しかし何故か、外国の軍隊も指揮権、管理権を有しないから憲法九条の禁ずる「戦力」に当たらないということになるのか。日本政府の同意のもとに駐留であり、サンフランシスコ

これはアジアで二〇〇万人以上、日本で二二〇万人の死者をもたらした先の戦争の「敗北を抱きしめて」、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」(憲法前文、戦後の再出発をしたことを述べたものである)。

このように、憲法九条、戦争の放棄、戦力の不保持は、侵略戦争に対する深い反省から出発しているものであり、仮に、憲法上、専守防衛の個別的自衛権の行使が認められるとしても、行使し得る場合、行使する内容については、常に前記憲法前文「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」という縛りが掛けられていることに留意すべきである。

一九七二年政府見解の論理構成

2節で述べたように、戦争の放棄、戦力の不保持を定めた憲法九条下での個別的自衛権の行使は、憲法前文にいう「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」することによつて導き出され、かつ、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」という縛りが掛けられているのであるが、昨今、この個別的自衛権行使の根拠を、

なく『自衛権の明記』にしない、自衛隊が防衛省の上位組織となる。などと首相案に異を唱える第三極グループが台頭。議論の交わる気配がない(自民党憲法改正推進本部役員)とのため息が漏れ聞こえている。

変節の背景

改憲、とりわけ九条改憲を巡る世論は安倍政権に厳しい。安倍氏の胸中に「党内異論を抑え、改憲に背を向ける公明党が乗り切れない。頓挫すれば政権に大打撃となる」との危機感があるのと言われている。

一月半ばの共同通信社実施の世論調査では、「安倍首相の下での憲法改正に反対」は五四・八％と過半数を超え、九条加憲案の「反対」は五二・七％に上り、同じ設問をした二カ月前の調査結果とほとんど変わらなかった。

では党内異論、世論、疑惑のいわばトリプルパンチに見舞われながら、なぜ安倍氏はあえて一七年五月に「新憲法」施行時期を東京五輪開催年の二〇二〇年と定め、翌六月には一七年秋の臨時国会で改憲案を提出するまで大言壮語した挙句、八月になると突然これを取り消したのだろうか。

これを説明するには、安倍政権を直撃した同年七月の都議選惨敗の「深層」に少々踏み込む必要がある。安倍氏の焦りを増幅させたのは、無論、一六年七月の東京都知事選に自民党右派派を飛び出て無所属で出馬し圧勝した

米報告書という靴

自民党は野党時代の二〇一二年四月二八日に新憲法草案(憲法改正最善案)を発表した。この日はちょうどサンフランシスコ講和条約効力六〇周年にあたり、改憲を党是とする同党が「占領の靴から解き放たれた記念日」に「自主自立の主権国家・日本の新たな基本法を内外に示そう」としたのは明々白々である。

自民党が草案を発表して四月月後の一二年八月、同年末の政権交代と安倍再登場を繰り返したかのようにワシントンから改憲凍結を求める「書簡」が届いた。米国の超党派の民間シンクタンク、戦略国際問題研究所(CSIS)の対日政策提言書「アーミテージ・ナイ報告書」第三弾がそれである。

二〇〇〇年、〇七年、一二年の三次にわたって米側から発せられたこの報告書について、政府は「民間のものなので政府は関知しない」と強弁してきたが、第三次レポートだけでも、集団的自衛権行使容認、原発再稼働、環太平洋経済連携協定(TPP)推進、秘密保護法、武器輸出三原則の撤廃など、その勧告が日本政府によってことごとく従順に政策化されてきた。この事実が背を向けるのは、一部の安倍政権奇りの論者だけである。

報告書は集団的自衛権行使容認要求と一体となった形で「平和憲法は改めるべきでない」と強く求めており、この「改憲禁止」勧告だけが例外扱いされる理由がない。CSIS

小池百合子氏が地域政党「都民ファーストの会」を立ち上げて都議選で「小池旋風」を巻き起こし、自民党を、蹴散らした。ことだ。小池氏は一七年二月には特許庁に国政選挙に向けた新党名「希望の党」を商標登録。衆院解散直前の同年九月二五日に結党した後は民進党を分断して野党再編し、「安倍強権」に対抗する形で「寛容な改革保守」の旗を掲げ、保守新党を結成して政権交代へのうねりをわかにか高揚させた。これが安倍氏の改憲を巡る発言に急ブレーキを掛けたのは間違いない。

さらに掘り下げると、安倍氏の直接絡む一連の政治スキャンダル浮上と小池氏主導の保守新党結成の動きは、米国の対日政策を主導する知日派ハンドラーたちの九条改憲に執着する安倍政権に対する警告だったとみる向きがある。「ワシントン」は日本でも親米の保守二大政党制を望んでいる。安倍一強が続けば日本をハンドルするのに不都合な局面が出てくる。性急、強引な九条改憲の動きもその一つ。野党の親米保守の代表格前原誠司率いる民進党を小池新党に合流させようとしたのはそのためだとピンときた。公安畑を長く歩んだ検察OBはこう振り返る。

いずれにせよ、安倍氏は同年六月から八月までのある時点で明らかに変節した。改憲日程を撤回したのはよほど大きく重い靴をかけられ、身動きできなくなっているのだから自然である。

Sは一貫して「米側からの安全保障関連の要請は解釈改憲で対処せよ」と促しているのに、総じて日本のメディアは何故かこれを直視しようとしていない。

三次報告書は「米日同盟・アジアの安定を確固たるものにする(The U.S.-Japan Alliance and stability in Asia)」と題し、序論、1 エネルギー・安全保障、2 経済と貿易、3 近隣諸国との関係、4 新しい安全保障戦略に向けて、結論、提言で構成され、4章の第七項「集団的自衛権の禁止(Collective Self-Defense)」で「集団的自衛権の禁止がアイロニーを引き起こした」と指摘する。

アイロニーとは「日本の現行の安保法制ではもっぱら米軍が自衛隊を助け、自衛隊は米軍を支援できない」ことを指し、米軍と自衛隊の活動一体化をさらに進めるには憲法九条の解釈変更が不可欠との勧告に向けて布石を打った。

実際、「3・11」は外からの脅威に対する防衛課題ではなかったため、米日両部隊は集団的自衛権の禁止を留めずに活動した」と述べたのに続き、「トモダチ作戦では憲法九条を緩く解釈して対処した」と明かす。緊急災害救助活動だったとはいえ、自衛隊が事実上集団的自衛権を行使したと主張したのだ。

トバート・ニュース・ネットワーク」の会長職からも事実上追放した。就任から一年経ち変化の兆しが出てきた。その端緒が「炎」と怒りの矛先を激烈に向けた北朝鮮への一連の対話容認発言、気候変動抑制に関する多国間合意・パリ協定に復帰する可能性があるとの表明(二月二日付英「インテリゲンチ」紙記事)で、これを皮切りに三月現在、TPP復帰の可能性にまで言及し始めている。

「ワシントン・ポスト」は一七年四月四日付記事で「パノン氏やフリン前補佐官と対立した マクマスター 国家安全保障問題担当大統領補佐官は密かにNSC(国家安全保障会議)を保守本流の外交政策専門家と固めてきている」と伝えていた。対日政策でも、アーミテージ・ナイ報告書が敷いた路線に沿っているのは間違いない。

CSISと「ペン」の蓋

トランプ政権の対日政策を見るうえで不可欠な人物が、外交政策指南役となったヘンリー・キッシンジャー元國務長官である。トランプ氏は二〇一七年五月一日、大統領執務官で代表記者団に九四歳になるキッシンジャー氏を恭しく紹介し、「大統領になる前からの旧知の仲」「議論出来て光栄だ」などと低姿勢で話した。

トランプ氏は、二〇一六年一月八日投票開票の米大統領選で勝利が確定する間もなくキッシンジャー氏と面談、アジアと共闘する……

周 日本は米国のコントロールなくしては野蛮な国家だ。拡大する経済発展を制御できないのか。キッシンジャー 軍事的側面以外では完全に制御はできない……駐留米軍の撤退を……首相は喜ぶべきでない……米側が日本を経済大国にしたことを今日後悔している。

現在の中国は米国とその同盟国によって敷かれた対中包囲網に激しく反発、当然にも、米国が集団的自衛権行使容認を日本に強要するに至ったことを強く警戒している。これはさておき、この会議には、日米経済摩擦の激化で一九八〇年代にピークに達したジャパンバッシング、安部大だまり・責任分担論、九〇年代初めに台頭した日本異質論、それに続く日本歴史修正主義者批判の種がまかれており、米中両国が以降の共通の基本認識として、時々の状況に応じながら「日本封じ込め」で手を携えてきたことは想像に難くない。

キッシンジャー氏が現在も顧問を務める米戦略国際問題研究所(CSIS)からの対日提言が、日本政府を拘束したのには他言を要しない。事実上米政府からのそれと同等の重みがあるからだ。一三年二月の訪米でオバマ氏に冷たくあしらわれた安倍氏はホワイトハウスを立ち去ってCSIS本部を訪ね、スピーチ冒頭で「戻ってきました(Bring)」と即興で語り、CSISの第三次報告書の「指令」を「厳守」するとの決意を示唆していた。

ア政策では対中問題を中心に、指南、を請うたという。中国の複数のメディアによると、トランプ当選の懸念払拭のため、同氏は同一二月初めに訪中し、習近平総書記と会談して米新政権の対外交方針を伝えた。この際、米中両国が安倍政権とどう向き合うかも突っ込んで議論したことは疑いの余地がない。

ここで想起すべきは、キッシンジャー氏がいわゆる「ペン」の蓋」論の元祖、すなわち日米安保条約と在日米軍基地を堅持して日本の軍事的な再台頭に蓋をすることの「日本封じ込め」論を最初に提唱した米政府高官だったことだ。当時ニクソン政権の安全保障担当大統領補佐官で、いわゆる「忍容外交」を展開して米中和解の先鞭を付けたとされるキッシンジャー氏が一九七一年一〇月に周恩来首相と行った極秘会談の記録が、二〇〇二年に公開された。以下、「日本は危険な国」との見方で両者が一致したポイント部分を一部割愛して引用する。

周 日本は日本の見方が偏狭で、全く奇妙だ……キッシンジャー 日本は……あまりに異質……突然の大変化も可能で、三カ月で天皇崇拝から民主主義へと移行した……日本に対しては何の幻想も抱いていない……もし日本に強力な再軍備拡張計画があるならば、伝統的な米中関係が再びものをいうだろう。日本を自国防衛に限定するよう最善を尽くし……日本の拡張阻止のための他の国

第三次報告書が出された際、オバマ大統領に奪われ外交政策をアドバイスした元国家安全保障問題担当大統領補佐官スティーブ・プレジレント元国家安全保障問題担当大統領補佐官スティーブ・プレジレント氏(一九八二―二〇一七)、報告書の共同執筆者で元國務長官リチャード・アーミテージ氏、元國務次官補のハーバード大特別功労教授ジョー・ナイ氏はじめ多数の元米政府高官がCSISの要職に就いた。「報告書は米政府関係部局との協議だけでなく、上下院の関係議員にも根回しされた」と聞く(外務省幹部)

改憲より経済優先

トランプ政権の対中ビジネス優先姿勢が日本の対中外交に少なからぬ影響を与えている。大統領のアジア歴訪後、一七年一二月に訪中した自民党の二階俊博、公明党の井上義久両幹事長は、中国主導の新シルクロード経済圏構想「一带一路」を素晴らしい考えと称賛。「趣旨に沿いプランを応援する」と述べて、同構想への参加の意向を表明した。

トランプ大統領が訪中の大きな成果として胸を張った三四件のビジネス契約総額二五三億ドル(約二兆八千億)のうち米企業の参加する「一带一路」建設関連が特別視されたことを考慮すれば、上の自民、公明両党幹事長の発言の背景は容易に読み取れる。「一带一路」を巡る米中の水面下での急接近に日系企業が「日本政府の意向が不明、勝手に動けない」と焦りを募らせたからである。

トランプ氏が「中国とはビジネス重視で協調しろ。改憲す

と共闘する……